

令和 2 年 4 月 24 日

各事業所 代表者 様

尼崎市 障害福祉政策担当課長

障害福祉サービス事業所等への手指消毒用エタノールの配付について

障害福祉サービス事業所等において、衛生用品が不足していることから衛生管理の促進を図り、感染拡大を防止するため、手指消毒用エタノールを配付します。

1 配付対象事業所及び配付量

(1) 配付対象事業所

令和 2 年 3 月の兵庫県によるマスク・消毒用アルコールの備蓄状況調査に基づき選定した事業所

(2) 配付量

49 事業所 計 551 リットル

※対象者によって商品が違う場合があります。

2 配付方法

業者から直接配送（4 月 22 日以降に発送予定）

3 その他

今回の手指消毒用エタノールは、国が優先確保したものを兵庫県の調査に基づき、本市が配付するものです。

なお、今後も確保でき次第、順次配付します。

以 上

障害福祉政策担当課（担当：石川・佐々江）

ama-syougai-kikaku@city.amagasaki.hyogo.jp

TEL : 06-6489-6577 FAX : 06-6489-6351